

広島県告示第**三百八十五**号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道三原本郷線	三原市沼田二丁目一四八番地先から 三原市沼田二丁目二四二番一地先まで	令和七年四月三日